

平成 24 年 12 月八戸市教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 平成 24 年 12 月 26 日(水) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 市庁本館 3 階 議会第 2 委員会室
- 3 委員氏名
- |          |       |
|----------|-------|
| 委員長      | 岡本 潤子 |
| 委員長職務代行者 | 小柴 一弘 |
| 委員       | 武輪 節子 |
| 教育長      | 松山 隆豊 |
- 4 職員氏名
- |              |        |
|--------------|--------|
| 教育部長         | 芝 俊光   |
| 是川縄文館長       | 小林 和彦  |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 佐藤 浩志  |
| 教育部次長        | 四戸 康雄  |
| 図書館長         | 津取場 重行 |
| 博物館副館長       | 澤田 多嘉男 |
| 学校教育課長       | 齋藤 信哉  |
| 北地区給食センター所長  | 中里 親弘  |
| 東地区給食センター所長  | 板橋 稔   |
| 南郷地区給食センター所長 | 小林 啓作  |
| 教育指導課長       | 嶋脇 郁夫  |
| 社会教育課長       | 船田 泰寛  |
| 是川縄文館副館長     | 前田 美智子 |
| 総合教育センター所長   | 井上 貫之  |
| 市史編纂室長       | 藤田 俊雄  |
| 教育総務課副参事     | 小笠原 光則 |

(事務局員) 教育総務課主査 佐藤 正樹

岡本委員長	<p>ただいまから、平成 24 年 12 月の教育委員会定例会を開会します。</p> <p>(委員長挨拶)</p>
岡本委員長	<p>本日の議事録署名は小柴委員にお願いいたします。</p> <p>それでは教育長から、主な会議・行事等についてご説明をお願いします。</p>
松山教育長	<p>(資料に基づき説明)</p>
岡本委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問などありましたらお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
岡本委員長	<p>それでは、本日は議案の提出がありませんので、報告事項に入ります。</p> <p>はじめに、「平成 24 年 12 月八戸市議会定例会一般質問事項について」は、事前に皆様方に資料が配布されておりますので、何か質問がありましたらお願いいたします。</p>
武輪委員	<p>質問事項の 2 ページ目になります。「教育行政について」のご質問の中の「就学援助について」、「クラブ活動費、PTA 会費、学級費の国庫補助について」というところの答弁内容の下の部分に、「当市では、現在、認定している要保護児童生徒全員が生活保護費から支給されている状況である。」という文章を見させていただきましたが、このクラブ活動費、PTA 会費、学級費に関しては生活保護費のほうから補助が出ているという解釈でよろしいでしょうか。</p>
齋藤学校教育課長	<p>今ご質問にあったように、要保護児童生徒はこの生活保護も受けていて、そして生活保護のほうから支給対象ということで、全員がそちらを受けているということになっております。</p>
武輪委員	<p>教育委員会に就学援助制度というものがあると思いますが、そちらの援助対象の中に校外活動費があるかと思えます。そちらの校外活動費というものはどういうものに援助という形になるのでしょうか。</p>
齋藤学校教育課長	<p>例えば修学旅行のように、学校以外での活動費に対する援助です。</p>

武輪委員	それから、例えば就学援助制度に対象になるものと、今のようなクラブ活動費の申請は、やはり個々に受ける者が申請をしなければ援助を受けられないということですか。
齋藤学校教育課長	保護者から就学援助の申請をしていただくこととなりますが、申請は就学援助制度そのものを受けられるかどうかの申請となります。
武輪委員	いろいろな制度がある中で、答弁の内容の下にもありますように、実はそういうものが受けられるのに、知らずに書類を提出しなかったりということがあったりします。受けられる方は、そういうものを利用できるようになっていけばいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
八木田学校教育課 学務GL	先ほど、校外活動費の話がありましたが、修学旅行費とは別でございます。ほとんどは種差少年自然の家の宿泊学習とか、そういった場合のものを校外活動費としております。宿泊を伴わない何かの施設見学であるとか、そういったものも校外活動費としております。ただ専らは、ほとんどが種差少年自然の家の宿泊学習でございます。修学旅行とは別でございますので、誤解のないようにお話をさせていただきました。
岡本委員長	種差少年自然の家以外にも宿泊を伴うような、そういう活動であればということですね。
八木田学校教育課 学務GL	はい。
小柴委員	今の武輪委員さんと同じような質問になるんですけども、就学援助対象者の生徒と、それからこの要保護児童生徒の対象者には、何か違いがあるのかどうか伺いたと思います。
齋藤学校教育課長	就学援助制度の中には、この要保護対象児童と準要保護対象児童生徒の2つがあるわけですが、これは所得とか家庭事情等によって認定される部分が違ってきます。
小柴委員	そうすると要保護と準要保護とある、その違いは収入によるものなんですか。
八木田学校教育課 学務GL	ただいま課長がお話しましたように、就学援助の対象は要保護、準要保護というふうに分けてございます。要保護といいますのは、生活保護法に規定されます。

	<p>生活保護といいましても実際に受給している方もいらっしゃるかもしれませんが、該当にはなるけれども申請をせずに受けていない方と2種類ございます。その両者を要保護といえます。準要保護は所得基準がございまして。生活保護の所得基準を1.0とすれば、1.3までが八戸市の基準とする準要保護の対象となり、そこまでであれば先ほどの学用品であるとか、校外活動費であるとか、修学旅行費であるとかを一部援助しますということでありまして。要保護のほうは、八戸市は全て生活保護の世帯となっております。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>八戸市の場合にはですか。</p>
<p>八木田学校教育課 学務GL</p>	<p>はい。また、生活保護を受けていない方がこちらで分かった場合には、生活保護制度をもしご存知でない場合には、国からの通知にもありまして、お勧めなさいということもあります。今のところはないんですけども、今後とも要保護の中で生活保護を受けていない方がもし分かった場合には、制度については周知しますし、この準要保護についても、これから来年1月、2月とかに小中学校の説明会がございまして。その際には当然説明もしますし、チラシもお配りします。年度途中であっても制度を受けられるようにしておりますので、学校などを通じて保護者の方にお知らせして、聞かなかったということがないようにしていきたいと思っております。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>そうですか。先ほど八戸市ではというお話がありましたけれども、本来的にはそうすると要保護ということは、これは生活保護を受けている、受けていないは関係ないということになるんですね。</p>
<p>八木田学校教育課 学務GL</p>	<p>そうです。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>そうですか。はい、分かりました。 それからこの2ページのところで、クラブ活動費の支給は何パーセント、それから個別にパーセントを書いてあるんですが、そうすると申請する場合に個別に申請するのですか。クラブ活動費が欲しいとか、それからPTA会費の援助が欲しいとか。</p>
<p>八木田学校教育課 学務GL</p>	<p>八戸市では個別ということではなく、全部セットになっております。一番最初に所得等の基準を見比べて認定されますと、八戸市で言いますと学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、あとは学校指定病に関する医療費が全部など、一連のセットになっています。</p>

小柴委員	<p>セットなのにこのパーセントが違っているというのはどういうことなのでしょうか。</p>
八木田学校教育課 学務GL	<p>このパーセントは、八戸市ではクラブ活動費、PTA会費、学級費というのは支給対象にしてごさいませんが、全国的には実施しているところもあります。立教大学の研究機関でアンケートを実施したところ、独自にクラブ活動費を行っているところが1割程度。PTA会費、学級費も、行っている自治体の割合が全国の中でも1割程度にとどまっているということです。</p>
小柴委員	<p>そういう数値だったんですね。分かりました。</p>
小柴委員	<p>3ページの非構造部材耐震化のところなんですけど、これけっこう危険なものあるという感じなんですけれども、例えば構造物であればIs値でしたか。そういう基準値があるわけなんですけれども、この非構造部材について耐震化の1つの数値的な基準とか、数値がないまでも基準みたいなものはあるものなんですか。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>非構造部材については、数値というものはごさいません。それでどのように点検するか実際苦労しているわけなんですけれども。国からの通知、現在はマニュアルがございまして、主に目視によって教員が点検しているという状況なんですけれども、更に一步進めまして、実際に足場を組んで照明器具のボルトの緩みを点検するとか、そういったことに来年度から取り組んでいきたいと考えています。</p>
小柴委員	<p>そうするとこの基準といいますか、どの程度でどう点検するかというのは設置者がそれぞれ決めてやっていると捉えていいんですか。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>はい。</p>
小柴委員	<p>そうですか。それから点検とか対策について、おそらく文科省では作っているだろうとは思いますが、市教委とか各学校では作っているものなんですか。その辺はどうなのでしょう。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>それは文科省が作った点検マニュアルがございまして、各学校にも配布されております。学校の教職員がそれぞれ目視で点検しております。</p>

小柴委員	定期的に。
佐藤次長兼 教育総務課長	そうですね。
小柴委員	それは報告義務とかあるものなんですか。あるいは市教委のほうでその辺の結果を把握しているということは。
佐藤次長兼 教育総務課長	過去に1回だけ点検状況の報告を受けたことはございますが、毎年ではございません。その点検で異常がありますと、施設修繕要望という形で教育委員会の事務局のほうにお知らせいただくということになっています。
小柴委員	場合によってというか、状況によってはこちらのほうで強く指導することも、これから必要になってくるかもしれないですね。
佐藤次長兼 教育総務課長	そうですね。来年度からは主に屋内運動場の照明器具になりますが、その点検を専門業者に委託してやっていきたいと思います。
小柴委員	そうですか、はい。
武輪委員	5ページ目のいじめ問題についてお聞きしたいと思います。答弁内容の丸印の2つ目の真ん中の辺りです。市教育委員会においてということで、主な取り組みの1つ目に「生徒指導に係る全小・中学校への学校訪問により、各学校の実情に対して指導、助言をしている。」ということがございます。そのいじめ問題について、直面している各学校内では、直接子どもたちに関わる先生方、教頭先生なり校長先生方がみんな試行錯誤しながらその問題に対して取り組んでいる部分で、学校側から教育委員会側に発信がなければ、やはりどこの学校でどのようなことが分からないかと思うんですが、この学校訪問によりというのは、いわゆる学校教育課と教育指導課のほうでの学校訪問の中以外の、いじめに関する何かの学校訪問ということがあるのか。各学校からこういうことで困っているというのが教育委員会にきてから学校を訪問するのかというところをお聞きしたいと思います。
嶋脇教育指導課長	教育指導課の学校訪問には2種類あります。1つは何回も一緒に行かせていただきました計画訪問というものです。これは先生方の授業だとか、そういうものを中心に見て指導助言をするというものです。もう1つは青少年グループ訪問というものがあって、これは中学校は年に2回、春とこれから1月にやります。小

	<p>学校は大体夏休みにかけての1回です。それは生徒指導に特化した訪問であります。学校のほうから子どもたちの状況、生徒指導に関わる状況、不登校だとか、発達障害だとか、そういうことをいろいろ情報提供してもらって、それについて学校で困っていることなどに個別に対応するというようになっております。そういう中で必ずどの学校でも、いじめについてはこういうことに気を付けてくださいということをお話しています。特にその学校の中で悩んでいることがあれば、その場でこれはこうしたほうがいいのか、こういう方法がありますということで対応しています。</p>
武輪委員	<p>そうしますと、通常の学校訪問と同じように各学校に対して基本的には年に1回ということですか。</p>
嶋脇教育指導課長	<p>中学校は2回です。</p>
武輪委員	<p>中学校は2回ですか、はい。</p>
松山教育長	<p>定期的なものは今課長が話をしたとおりでございます。それからいじめについては各学校のアンケートだとか、観察だとか、いじめのない学校を作ろうということで今かなり頑張っています。発生すると、その指導を学校でやるわけですが、その学校で完結する場合と、いろんな複雑なものがある学校だけでは難しいと。いろんな関係機関だとかにも関わるような事例の場合は、私たちのほうに情報がきて、相談に乗ったり、場合によっては指導主事が出かけて行って直接指導するという場面もたくさんございます。</p> <p>それから教育委員会の中には総合教育センターと、それから青少年グループのほうに相談機関がございます。そこにいじめ等について、保護者だとか、いろんな方々、もちろん子どもからも含めて、いじめについての相談もあります。そのようなものの中で、これは見過ごすことができないとか、あるいは学校がまだ知らないでいるものもあります。そういう場合は各課で連携しながら、学校と連絡を取るとか、そういう体制をとっております。ですからここに書いてあるのは定期的な訪問ということで、個別に様々相談を受けたり、いろいろ情報収集したりということはやっています。</p>
小柴委員	<p>4ページ、5ページのいじめに関してなんですけど、いじめがあった場合にどこに相談するのかということ。第一は学校なんだろうけれども、学校にも相談しにくいというケースもあり得るだろうと。その場合に相談する窓口は、どういうところがあるのか教えていただきたいんですが。</p>

<p>嶋脇教育指導課長</p>	<p>今、教育長からもありましたけれども、教育指導課内に相談センターが1つあります。それから総合教育センターのほうにうみねこ教室、相談する場があります。あとは県のいじめ相談室。それぞれ各学校のほうには、このような相談する場所がありますということについて配布して、何かあったときにはいずれか自分がいいような場所を選んで相談してもらおうということもあります。またこちらで受けた内容によっては、これはこちらの機関のほうがスムーズにいく場合がありますということもしながら、それぞれが連携しながらやっています。あと、法務省のSOSミニレターというものもございます。</p>
<p>松山教育長</p>	<p>相談機関の一覧表を配って全生徒にお知らせしています。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>そうですか、分かりました。このいじめに関してはやはり加害者になっている子ども、そっちのほうに走ってしまうその背景というのものもある程度考えなければならぬ。ちょっと考えればいろんなストレスが溜まりやすくなっているとか、その辺の背景も考えていかなければなかなか解決できないことなのではないかなということ。それからあともう1つは、たまにあるケースだと思うんですが、あるときに加害者と被害者が逆転してしまうと。加害者がある程度解決したつもりだったんだけど、それが逆転してしまって、加害者が被害者になってしまうというケースもあるから、この辺も今後注意して見ていかなければならぬだろうと思います。</p>
<p>武輪委員</p>	<p>もう1つお聞きしたいことがございます。6ページの旧柏崎小学校跡地についてなんですが、この旧柏崎小学校の跡地について地域の方々と話し合いをして、より良い方向でという形にはなっていると思うのですが、いつまでにこの跡地の活用方法について決めるというものがあるのか。それとも決まらなければ、永遠に荒れ果てた土地のままであるのかということをおもいました。要望のところにもありますが、やはり土地をそのままにしておくで荒れていきます。そうするとやはりそこで何らかの、子どもたちへの危険であったり、何か悪いことが起きたりということもあるかと思えます。特に旧柏崎小学校というのは中心街にありますので、人も出入りしやすい場所だと思いますので。特に期限がなければずっと決まらないまま、荒れた土地のまま置かれるのか、ある程度いつまでという方向性があるものなのか、お聞かせいただきたいと思えます。</p>
<p>佐藤次長兼 教育総務課長</p>	<p>いつまでという期限ですとか、目標というものは今のところございません。一番ネックになっていますのは旧校舎の解体費用なんですけれども、巨額の費用が掛かるということで、早く解体して綺麗にしたいのは山々なんですけれども、予算次第ということで、要求はしておりますけれども、そういった問題がござい</p>



武輪委員	<p>ます。</p> <p>そうしますと予算が付けば、まずは校舎を解体して更地にするという形になるんですか。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>校舎の一部は耐震性があるということで、使用可能な校舎はあるんですけども、そこについてはまだ活用方法は未定でございます。明らかな危険校舎については早期に解体したいと考えています。</p> <p>あともう1つ、今あそこの柏崎地区に下水道の雨水管の工事が入るんですけども、それが平成25年度から28年度まで4年間かかります。それで校庭の一部を下水道工事のプラント設置場所として使用したいという話があります。そういった下水道工事との関連もありますので、すぐに綺麗な状態で全面活用ができるという状態にはまだ少しならないのかなと思います。</p>
岡本委員長	<p>この件に関しての関係課というものはあと何課があるんでしょうか。総合的な担当というものは教育委員会になるということでしょうか。土地とかいろいろなことがあると思うのですが。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>今も財産の管理をしているのは教育総務課になるんですけども、関係課はほとんど庁内の全課に近いです。全部の課に活用方法を検討してもらっています。</p>
岡本委員長	<p>そういう意味での関係課ということですか。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>そうですね。</p>
岡本委員長	<p>担当は教育総務課がやっていると。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>はい。</p>
岡本委員長	<p>分かりました。</p>
岡本委員長	<p>それでは次に、「八戸市教育振興基本計画について」報告をお願いいたします。</p>
佐藤次長兼 教育総務課長	<p>(資料「八戸市教育振興基本計画について」に基づき説明)</p>

岡本委員長	<p>ありがとうございました。それでは、今の報告につきまして何かご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
岡本委員長	<p>それでは、1月8日までに何かありましたらお知らせしたいと思います。</p>
岡本委員長	<p>それでは次に、「学区外通学許可基準の改正について」報告をお願いいたします。</p>
齋藤学校教育課長	<p>(資料「学区外通学許可基準の改正について」に基づき説明)</p>
岡本委員長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして質問がありましたらお願いいたします。</p>
武輪委員	<p>今の改正についての質問ではないのですが、この通学許可基準について少しお話をいただきたいと思います。許可基準の7番のところに「部活動への配慮による中学校進学」という項目があるんですけども、対象学年が中学校新1年、中学校の入学時に許可が認められるという形になっています。今後、中学校の生徒数の減少によって、その部活動のいわゆる編成が縮小されることが懸念されていると思うんですけども、1年生ではなく、通っている3年間の中で、例えば自分がバレー部に入っていたのだけれども、来年からバレー部がなくなるといった場合に、その子どもが1年であれば2年生に上がる段階で、あと2年、3年と自分のやりたい部活がないために隣の中学校に行きたいということがもしあった場合には、この今の基準では認められないということになるのでしょうか。多分これからどの学校も部活に関してはいろんな形で縮小されていくことが考えられるので、このような基準であると、もしそのようなことがあった場合は在校生には認められないという解釈でいいのかと思ひまして。</p>
齋藤学校子教育課長	<p>ここに記載されている基準については、今、委員さんがおっしゃったように小学校6年生から中学校へ進学する際に適用する基準ということで考えています。在学中に、万が一途中で部活動がなくなると。ここは前回の教育委員会でもお話したとおり、今の少子化に伴ってなかなか合同でできないような状況があるということで、合同チームの参加とか、そういうところもまた進めているところです。また学校のほうでも、いきなり来年からこの部活動がなくなりますということではなく、あくまでも段階的に、子どもたちにも何年後にはなくなるのでという予</p>

	<p>告をしながら、戸惑いを極力少なくするように移行していくということでやっておると私は受け止めております。在学中にその部活動云々の理由でもって転校ということは、現段階では検討しておりません。</p>
四戸次長	<p>ちょっと補足します。現実には、今現在の中学校では部活動が減ってきています。それで減らすときには、今課長からもありましたけれども、募集停止をします。今年から、まだ2年生、3年生は、例えばバレーボールをやって活動しているのだけれども、新入生からはもうその部には入れませんと。それで在学している2年生、3年生が卒業すればそこでなくなると。そういう意味でさっき言った段階を経てということをやっていますので、実際には委員さんが今心配したようなケースは出てこないだろうと考えています。</p>
武輪委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
小柴委員	<p>この文言をつくるのに苦勞いただろうなと思います。「指定校変更許可地域」とありますよね。これ見て分かるような、ちょっと分かりにくいのではないかと、それをちょっと感じたんですけど、他の地域でこれは使っている名称なんですか。それとも今回新しく作ったようなものなんですか。</p>
八木田学校教育課 学務GL	<p>非常に苦慮しました。実際に他都市で使っている事例を参考とさせていただきます。</p>
小柴委員	<p>そうですか、分かりました。</p>
岡本委員長	<p>それでは、そのほか事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。</p>
岡本委員長	<p>事務局からは以上の上ですけれども、そのほか委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。</p>
小柴委員	<p>最近の新聞を見ますと、教員の精神的な疾患、それによる休職とか、特にうつ病とか、それが増えていると。それから校長、教頭などの管理職から教諭へ移りたいと、そういう希望者も増えているし、実際移っているという報道もされました。これはちょっと職場として健康的ではないなど、ちょっと皆さんいろいろ悩んでいるということをそれを見て感じました。</p> <p>話はちょっと変わるんですけども、先日、私の先輩から電話が掛かってきて、その先輩は青森県の日本海側にある市に住んでいるんですけども、その彼から電話がきて、その娘さんが八戸市の教員として働いていると。それで、う</p>

ちの娘のクラスでこういうことがあったんだよということだったんですが、あるときに窓が落ちたんだそうです。そしたら自分が管理している教室の窓が落ちたから、当然その娘さんは大変慌てたと。でもすぐさま学校全体でもって、学年、それから管理職も入って、それについていろいろ対応を考えてくれたと。それから市教委のほうでもある程度相談に乗ってもらえたと。八戸市の教育委員会というか、学校は素晴らしいものだということでお褒めの言葉をいただきました。こういうことでその人だけに責任を負わせないで、皆さんの問題として考えていくということが、やはり健全な職場をつくるにあたっては大事な要素なんじゃないかなということ、その電話で話しながら感じました。一応お知らせしておきます。

岡本委員長

私も新聞を見ておりますと、いろいろな情報が入ってまいりますけれども、学校教育体制の充実をとということで、特別支援のことの調査の内容が出ておりましたり、今小柴委員さんがおっしゃったように教員が病んでいるということの人数が出たり、様々な内容が出ていの中で、先ほども藤田室長さんにお聞きしたんですけれども、八戸市史の書評が載っておりました。普通でしたら私自身も読みづらいと思っている中で、大変榎谷先生の書き出しが面白くて最後まで読ませていただきました。なるほどなど、こういうことを書いてくださると、こういうものを発行しているんだとか、こういう内容なんだ、面白そうだなというふうに興味を持ってくださる方や、調べ学習などに通じていくのかなと、大変嬉しくこれを読ませていただきました。

先ほどのいじめのことに关しましても、いろいろ対策はやっているのですけれども、起こっている件数とか、そういうことはたくさん市民の皆様が目には触れるのですが、やった結果がどうなったのかという嬉しい報告がなかなか市民の皆様には届かないということが現状だと思っております。あの子が学校に行けたというようなことを、こういうことがあって行けたとか、相談してこうだったということもたくさん広がっていけばいいと思っております。なるべく事後というか、その後どうなったのだろうかということが、明るく皆様にお伝えできるようになればいいなと思っております。いろいろ読ませていただいております。

岡本委員長

それでは、これにて終わりますけれども、今年1年も皆様方に大変お世話になりました。ありがとうございます。各部署でいろいろお力をいただいたと思っておりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これにて平成24年12月の教育委員会定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時37分終了)